三　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道宗谷郡猿払村
二　構造改革特別区域の名称　オホーツク海さるふつ外国人技能実習生受入れ特区
三　構造改革特別区域の範囲　北海道宗谷郡猿払村の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域の名称　一関市どぶろく特区
二　構造改革特別区域の範囲　一関市の区域の一部（旧藤沢町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府泉南郡岬町
二　構造改革特別区域の名称　岬町笑顔満開給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　大阪府泉南郡岬町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県山県郡安芸太田町
二　構造改革特別区域の名称　安芸太田町いきいきふれあい給食特区
三　構造改革特別区域の範囲　広島県山県郡安芸太田町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　久留米市
二　構造改革特別区域の名称　久留米市地域密着共生型福祉特区
三　構造改革特別区域の範囲　久留米市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年三月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村
二　構造改革特別区域の名称　地域個性を活かした未来人材育成特区
三　構造改革特別区域の範囲　宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村の全域

○内閣府告示第八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　釧路市
二　地域再生計画の名称　雇用拡大と地域活性を呼び起こす地域密着型人材育成事業
三　地域再生計画の区域の範囲　釧路市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道標津郡中標津町
二　地域再生計画の名称　道東経済・観光の拠点中標津町の魅力ある街づくり雇用創出事業～中小企業振興基本条例とともに歩む街　なかしべつ～
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道標津郡中標津町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年四月二十七日
内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県
二　地域再生計画の名称　津軽地域の地場産業を支える港づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　五所川原市及び青森県西津軽郡鰺ヶ沢町の区域の一部（十三漁港及び七里長浜港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）地域再生のための交付金の活用（三の五①）